

○知事が管理する公文書の開示等に関する規則

平成十三年六月二十九日

福岡県規則第五十一号

改正 平成一七年三月三〇日規則第一八号

平成一七年八月三十一日規則第七五号

平成二四年三月三〇日規則第一七号

平成二八年二月一二日規則第五号

令和元年六月二八日規則第八号

令和二年三月六日規則第五号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則を制定し、ここに公布する。

知事が管理する公文書の開示等に関する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十一年福岡県規則第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）第四十一条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書開示請求書）

第二条 条例第六条第一項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）によるものとする。

（公文書開示決定通知書等）

第三条 条例第十一条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第二号）
- 二 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第三号）
- 三 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第四号）

（開示決定等期間延長通知書）

第四条 条例第十二条第二項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第五号）により行うものとする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第五条 条例第十三条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第六

号) により行うものとする。

(事案移送通知書)

第六条 条例第十四条第一項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第七号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第七条 条例第十五条第一項及び第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、同条第二項に該当する場合に限る。)とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十五条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十五条第一項の規定による通知は、意見照会書(様式第八号)により行うものとする。

3 条例第十五条第二項の規定による通知は、意見照会書(様式第九号)により行うものとする。

4 条例第十五条第三項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第十号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第八条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第三号に定める方法により開示することができる。

一 録音テープ又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

三 その他の電磁的記録

次に掲げる方法であつて、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

ハ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付（当該複製したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

（平二四規則一七・令元規則八・令二規則五・一部改正）

（公文書の開示）

第九条 知事は、公文書の閲覧、視聴又は聴取をするものが、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 公文書の写しの作成方法は、知事が別に定める。

3 公文書の写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（公文書等の写しの交付に要する費用）

第十条 条例第十七条の公文書の写しの交付及び条例第三十五条に規定する情報提供に係る行政資料の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 前項の写しの交付を受けるものは、前項の費用を前納しなければならない。

（平二四規則一七・一部改正）

（審査会諮問通知書）

第十一条 条例第二十条第二項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第十一号）により行うものとする。

（平二八規則五・一部改正）

（出資法人）

第十二条 知事は、条例第三十七条第一項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、福岡県公報により告示するものとする。

（公文書の目録）

第十三条 条例第三十八条第三項の公文書の目録は、文書目録、文書分類表その他知事が

定めるものとする。

- 2 前項の公文書の目録は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するほか、必要に応じ県民情報センター、地区県民情報コーナーその他の場所に備え置くものとする。

(令二規則五・一部改正)

(運用状況の公表)

第十四条 条例第三十九条の規定による運用状況の公表は、福岡県公報に登載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一七年規則第一八号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第七五号)

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第一七号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年規則第八号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年規則第五号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表 (第十条関係)

(平一七規則七五・一部改正、平二四規則一七・旧別表第一・一部改正、令元規則八・一部改正、令二規則五・一部改正)

区分	交付する写し	金額
----	--------	----

一 文書、図画又は写真	一 複写機により複写したもの（単色刷り）	一枚につき 十円
	二 複写機により複写したもの（多色刷り）	一枚につき 三十円
二 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙一枚につき 十円
三 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	一卷につき 百二十円
四 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	一卷につき 百七十円
五 電磁的記録	一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 十円
	二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 三十円
	三 CD-Rに複写したもの	一枚につき 八十円
	四 DVD-Rに複写したもの	一枚につき 百円
	五 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
六 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 一の項、二の項又は五の項一若しくは二の場合においては、日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。